

氷見市屋内健康広場 指定管理者業務仕様書

1. 施設の概要

1 施設の目的及び沿革等

本施設は、市民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供し、市民の生涯にわたる健康の保持と生きがいある日常生活に寄与することを目的として、国の「介護予防拠点整備事業」の補助を受けて、平成12年に建設されました。

この施設の管理運営について、住民サービスの向上と経費の削減、業務の効率化を図るため、熱意を持って取り組んでいただける法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）を募集します。

2 名称

氷見市屋内健康広場

3 所在地

氷見市鞍川1067番地

4 施設規模及び構造

鉄骨造り平屋建て

敷地面積 3, 103. 49㎡

延床面積 998. 99㎡

屋内ゲートボールコート 2面

2 管理の基準

1 休館日・開館時間等

＜休 館 日＞ 12月29日から翌年1月3日まで

＜開館時間＞ 午前9時から午後8時まで

2 業務を通じて取得した個人情報の取扱いについて

氷見市個人情報保護条例を遵守し、当該業務以外には使用しないこと。また内容が他に漏れないよう情報の保護に十分留意すること。

3 業務の範囲

1 管理業務

- 施設及び設備の保守点検
- 備品・消耗品の管理・補充
- 警備
- 感染症対策

- 清掃（敷地内の草刈を含む）
- 軽微な修繕
- 諸帳簿の整備

2 運営業務

- 利用申込の受付・調整・許可
- 利用料の收受
- 広報
- 施設を活用したイベントの企画・運営
- 苦情処理

3 市が行なう業務

- 施設及び設備の大規模修繕

4 利用料金に関する事項

1 料金制度について

利用料金制度とする。

利用に係る料金は指定管理者の収入とする。ただし金額等の設定は、氷見市屋内健康広場条例に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 利用料金について

区 分	単位	利 用 時 間 区 分 に よ る 金 額（円）					
		9時から 20時まで	9時から 16時まで	9時から 正午まで	13時から 20時まで	13時から 16時まで	17時から 20時まで
コ ー ト	1面	3,000	2,000	1,000	2,000	1,000	1,000
暖房器具	1台	600	400	200	400	200	200

R7.8 現在「氷見市屋内健康広場条例」及び「氷見市屋内健康広場の付属設備の利用料金の額について」より

5 指定の期間（予定）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

6 委託料

市は、毎年度の予算の範囲内において、施設の管理運営に必要な経費を、委託料として指定管理者に会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払うものとする。

7 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は「別記 リスク分担表」のとおりとする。ただし、表に定めのない事項が発生した場合又は疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

8 関係法令

指定管理者は以下の関係法令等の規定を遵守すること

- ・ 地方自治法
- ・ 氷見市屋内健康広場条例
- ・ 氷見市屋内健康広場条例施行規則
- ・ 氷見市屋内健康広場の附属設備の利用料金の額について
- ・ 氷見市個人情報保護条例
- ・ 氷見市会計規則
- ・ 消防法
- ・ その他指定管理者業務を行なうにあたり遵守すべき法令等

9 その他

この仕様書に記載のない事項については、氷見市と協議する。

問合せ先

氷見市市民部福祉介護課

氷見市鞍川１０６０番地

電話 ７４－８１１１ FAX ７４－８０６０

E-mail fukushi@city.himi.lg.jp